北海道告示第10554号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に 委任する。

令和5年4月6日

(農政部所管分その3)

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所官分その3)									
補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき 関係 書類	交付申請書の提出 部数、提出期限及 び 提 出 先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘	要
1 麦・大豆生産技術向上事業 各産地における麦・大豆の 生産拡大に係る将来像を踏ま え、作付けの団地化の推進や 新たな営農技術の導入等を向け た生産上の課題解決に向け た取組を総合的に支援するた め、予算の範囲内で補助す る。	市町村、農業者の組織する国生協議業再生協議業再生協議場とおり) 別記1の とおり)	市町村若しくは農業者の組織する団体等が麦・大豆生産技術向上事業を行う場合又は市町村が麦・大豆生産技術向上事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業でまる場合における当該事業である場合における当該事業である経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの1 生産性向上の推進2 新たな営農技術等の導入3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等4 市町村による生産性向上の取組	別記2のとおり 別記3のとおり 2分の1以内 2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が下で) ある場合を除 (東政第225号様式 納税対応状の 制に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第225号様式	提出部類 1 別す総局興道に事うあは部興振 1 別す総局興道に事うあは部興振 2 大のわ業団の、生局興振 2 大の大を体て農産農課	実施する場合		